

始良国有林の地域別の森林計画書

(始良森林計画区)

計画期間

自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

九州森林管理局

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	3
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5

II 計画事項

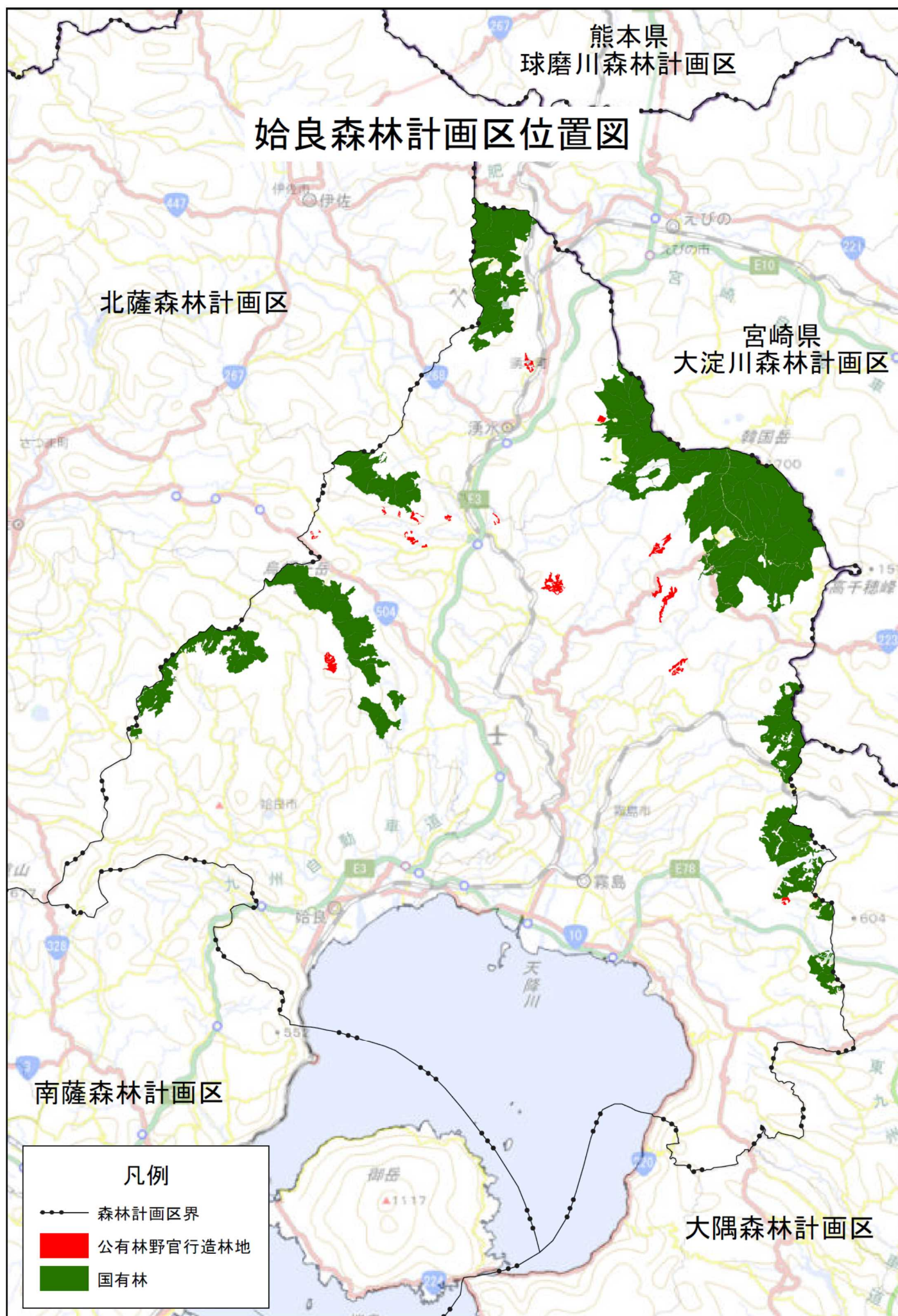
第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
(2) 立木の標準伐期齢	16
(3) その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する事項	16
(2) 天然更新に関する事項	17
(3) その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	18
(1) 間伐の標準的な方法	18
(2) 保育の標準的な方法	18
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	23
(4) その他必要な事項	23

6	森林施業の合理化に関する事項	24
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(4)	その他必要な事項	24
第4	森林の保全に関する事項	25
1	森林の土地の保全に関する事項	25
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	25
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(4)	その他必要な事項	25
2	保安施設に関する事項	26
(1)	保安林の整備に関する方針	26
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	26
(3)	治山事業の実施に関する方針	26
(4)	その他必要な事項	26
3	鳥獣害の防止に関する事項	26
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
(2)	その他必要な事項	27
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	27
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	27
(3)	林野火災の予防の方針	27
(4)	その他必要な事項	27
第5	計画量等	27
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	27
2	間伐面積	28
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4	林道の開設及び拡張に関する計画	28
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	31
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	31
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	32
(3)	実施すべき治山事業の数量	32
第6	その他必要な事項	33
1	保安林その他制限林の施業方法	33
2	その他必要な事項	35
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	36
1	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	36

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能 又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 6
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	3 6
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ...	3 7
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 7
別表 2 鳥獣害防止森林区域	3 7
別記 1 保安林の森林施業	3 8
別記 2 自然公園等の森林施業	3 9

(附) 参考資料

1	森林計画区の概要	4 3
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	4 3
(2)	地況	4 3
(3)	土地利用の現況	4 6
(4)	産業別生産額	4 6
(5)	産業別就業者数	4 6
2	森林の現況	4 7
(1)	齢級別森林資源表	4 7
(2)	制限林普通林森林資源表	5 2
(3)	市町村別森林資源表	5 3
(4)	制限林の種類別面積	5 4
(5)	樹種別材積表	5 5
(6)	荒廃地等の面積	5 5
(7)	森林の被害	5 6
(8)	防火線等の整備状況	5 6
3	林業の動向	5 7
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	5 7
(2)	林業事業体等の現況	5 9
(3)	林業労働力の概況	6 0
(4)	林業機械化の概況	6 2
(5)	作業路網の整備の概況	6 3
4	前期計画の実行状況	6 3
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	6 3
(2)	間伐面積	6 3
(3)	人工造林・天然更新別面積	6 3
(4)	林道の開設及び拡張の数量	6 3
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	6 4
ア	保安林の種類別面積	6 4
イ	保安施設地区の面積	6 4
ウ	治山事業の数量	6 4
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	6 4
(1)	森林より森林以外への異動	6 4
(2)	森林以外より森林への異動	6 4
6	森林資源の推移	6 5
(1)	分期別伐採立木材積等	6 5
(2)	分期別期首資源表	6 6



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規程に基づき、全国森林計画に即して、始良森林計画区に係る国有林について、令和3年度から令和12年度までの10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、鹿児島県の北東部に位置し、霧島市、始良市、湧水町の2市1町で構成され、区域面積は97,872haで、鹿児島県総面積918,702haの約11%となっている。

本計画の対象とする国有林は、2市1町に所在し、霧島団地、国見岳団地と、その他多数の小団地からなり、面積は、11,155haとなっている。

イ 地勢

本計画区の北東部には宮崎県と境をなす^{からくにだけ}韓国岳（1,700m）等の霧島連山、^{くりのだけ}栗野岳（1,102m）、北西部には^{くにみだけ}国見岳（649m）、^{えぼしだけ}烏帽子岳（703m）を有し、南部は鹿児島湾に面している。

河川は、熊本県球磨郡の^{しらがだけ}白髪岳を源にする川内川が湧水町内を流れて東シナ海へ注いでいる。また、霧島市の国見岳を源とする^{あもりがわ}天降川や始良市の^{やどめだけ}矢止岳を源とする別府川等が鹿児島湾に注いでいる。

主な湖沼としては、霧島市^{おおなみのいけ}大浪池、始良市の住吉池がある。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、大部分がシラスであるが、北東部の霧島連山及び西部に^{きせきあんざんがん}輝石安山岩が広く分布し、一部に^{かくせんせきあんざんがん}角閃石安山岩が分布している。また、河川流域に沿っては^{ちゅうせきそう}沖積層が見られる。

土壌は、山岳地帯に黒ボク土が広がり、丘陵平野部のほとんどは褐色森林土である。

エ 気候

本計画区の気候は、冷涼な北部山間地帯から温暖な沿岸地帯にわたっており、気温の差が大きい。令和元年の年平均気温及び年間降水量は、溝辺で16.5℃、2,689mm、牧之原で15.8℃、2,966mmである。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は66,530haで計画区総面積97,872haの68%にあたる。

本計画区の対象とする国有林面積は11,155haで森林面積の17%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、平成27年の国勢調査によると211千人で、鹿児島県人口1,648千人の13%を占めている。また、人口密度は216人／km² となっている。

ウ 交通

本計画区の中央に鹿児島空港があるのをはじめ、J R日豊線、J R肥薩線及びJ R吉都線のほか、九州自動車道（始良市～湧水町）、東九州自動車道（始良市～霧島市）、国道10号（始良市～霧島市）、223号（霧島市）、268号（湧水町）、504号（霧島市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町道が陸上交通網を形成している。

エ その他産業の概要

本計画区の平成29年度の生産額は7,919億円で、鹿児島県全体生産額5兆5,045億円の14%である。

産業別構成比は、第1次産業2%、第2次産業38%、第3次産業60%である。

林業生産額は約13億で、第1次産業純生産額の8%であり、鹿児島県全体の林業純生産額118億円に対して11%である。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、鹿児島森林管理署が管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、11,155haで九州森林管理局管内国有林総面積の2%を占めている。

蓄積は、3,400千m³で九州森林管理局管内国有林総蓄積の2%を占めている。

人工林面積は7,234haで人工林率が68%となっている。

森林の種類は制限林が10,798haで97%を占め、普通林が357haで3%となっている。

制限林の99%が保安林であるが、そのうち水源かん養保安林が94%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年（平成28年度～令和元年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和2年度は実行予定を計上している。）

伐採立木材積に関して、総数は10年の計画量の範囲内で前半5カ年の計画量を上回っており、主伐については、契約林の公売が順調に推移したことから、計画量を大きく上回る結果となった。一方、間伐においては、搬出条件等の整備が整わなかったため計画量を下回った。

造林に関しては、主伐の実行に伴い計画量を上回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の拡張については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

治山事業については、緊急性、優先度を考慮し実行した。

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	217,000m ³	244,956m ³ (113)
主伐	42,000m ³	125,343m ³ (298)
間伐（材積）	175,000m ³	119,613m ³ (68)
間伐（面積）	2,064ha	1,218ha (59)
造林面積	152ha	212ha (139)
人工造林	152ha	207ha (136)
天然更新	－ha	5ha (－)
林道等の開設又は拡張	開設： 9.4km 拡張： 25箇所	開設： 4.0km (43) 拡張： 7箇所 (28)
林道	開設： －km 拡張： 13箇所	開設： －km (－) 拡張： 5箇所 (38)
林業専用道	開設： 1.2km 拡張： 1箇所	開設： －km (－) 拡張： －ha (－)
その他	開設： 8.2km 拡張： 12箇所	開設： 4.0km (49) 拡張： 2箇所 (17)
保安林の指定解除	指定： －ha 解除： －ha	指定： －ha (－) 解除： －ha (－)
	指定： －ha 解除： －ha	指定： －ha (－) 解除： －ha (－)
治山事業		
保安林の整備	1,678ha	56ha (3)
保全施設	35箇所	13箇所 (37)

注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		11,155.16	
市町村別内訳	霧 島 市	7,298.40	
	始 良 市	823.74	
	湧 水 町	3,033.02	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図は、九州森林管理局及び鹿児島森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和2年3月31日)	計画期末 (令和13年3月31日)
面積	育成単層林 〔 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 〕	6,940	6,614
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。 〕	347	677
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。 〕	3,868	3,864
	森林蓄積 (m ³ /ha)	318	319

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

5 四捨五入の関係で現況及び計画末期の面積が合わないことがある。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図る。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、带状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)による。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹 種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
ス ギ	18～20cm	中仕立	40 年
	36cm～	中仕立	70 年
ヒノキ	18～20cm	中仕立	45 年
	26cm～	中仕立	80 年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分又はクヌギ、ブナ、カシ類、ナラ類等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹
始良	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位 本/ha

区 分 \ 樹 種	ス ギ	ヒ ノ キ
育成単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹 種	留 意 事 項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、モミ、カシ類等	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、照度不足により下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生ずることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹 種	主伐時の 期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
ス ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮する。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	

	育成単層林	育成複層林
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除伐2類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85 程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70 程度以上をいう。	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	←					→									
	つる切						←								→	
	除伐									←						→
広葉樹	下刈	←				→										
	つる切				←					→						
	除伐											←				→
	台切		←				→									

注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

2 広葉樹の台切は、クヌギ（3～6年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	←					→									
	つる切						←								→	
	除伐									←						→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
クヌギ等	下刈	←				→										
	つる切			←						→						
	除伐								←		→					
	台切		←			→										

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹 種	保育の 種 類	実 施 林 齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←								→	
	除伐									←						→
広葉樹	下刈	←			→											
	つる切			←						→						
	除伐								←							→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害のおそれがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害するおそれのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害されるおそれのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林齢															15 ～ 20
		伐採前 2年	1年	伐採	伐採後 1年	2年	更新完了 1	2	3	4	5	6	7				
更新 補助 作業	ササ処理	↔															
	地かき		↔														
	刈出し					↔											
	植込み						↔										
下刈								←									
つる切									←								
除伐																	↔

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。
 なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林種	(伐) 1年	(伐) 2年	更新 完了	2	3	4	5	6		10		15
地床処理		↔												
刈出し			↔											
植込み				↔										
下刈					←									
除伐														↔

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。
 なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長：km		
区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	24	89
うち林業専用道	1	2

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	
急傾斜地（ 30° ～ 35° ）	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	
急 峻 地（ 35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（林班）			
霧 島 市	126～131、136～138、1011～1026、1042、1044～1062、1064～1091 (横川2、3、紫尾田1、小脇4、牧園1～6、福山1)	7,045.72	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
始 良 市	1004～1010 (始良1、2)	790.78		水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林
湧 水 町	1027～1031、1033、1035～1037、1039～1041、1043、1113～1116、3070～3073、3086～3088、3092、3094～3096、3099 (栗野1、2)	2,699.50		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
総 数		10,536.00		

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意する。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	721	584	137	345	280	66	376	304	71
うち前半5年分	357	290	68	170	138	32	187	152	36

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	3,643
うち前半5年分	1,812

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	645	277
うち前半5年分	318	136

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	霧島市	日添1041林道	2.2 1	138		⑥	
				新床1054林道	2.2 2	72	○	⑦	
				日添林道59支線	1.5 1	53		⑧	
				黒岩1069林道	2.2 1	104	○	⑨	
				霧島山1079林道	1.5 1	88		⑩	
				荒磯138林道	1.1 1	64	○	⑪	
			小 計		10.7 7	519			
			始良市	黒仁田林道	1.7 1	111	○	①	
				権現段1006林道	1.7 1	43	○	②	
			小 計		3.4 2	154			
			湧水町	川西1115林道	1.8 1	60	○	③	

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考	
開設	自動車道	林業専用道	湧水町	川西3096林道	1.2 1	130	○	④		
				川西3099林道	4.2 1	199	○	⑤		
				小 計		7.2 3	389			
				開 設 計				21.3 12	1,062	
拡張	一般改良	林道	霧島市	段之頭林道24支線	0.1 1		○			
	舗装 一般改良			溝辺林道	0.5 1		○			
				溝辺林道(前平側)	2.0 2		○			
				野坂林道	1.0 1		○			
				日添林道	1.8 2		○			
				日添林道(手洗側)	2.0 3		○			
				日添林道47支線	0.9 1		○			
				日添林道銀湯支線	1.2 1					
				烏帽子岳林道	1.6 2		○			
				新湯林道	1.4 3		○			
				新湯林道大浪支線	0.8 1					
				北市野々林道	0.7 2		○			
				市野々林道	1.0 2		○			
				永野田林道	1.2 1		○			

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考	
拡張	舗装 一般改良	林道		湯ノ谷林道	0.2 1		○			
		林業専用道		永尾1018林道	0.3 1		○			
		小計				16.7 25				
	一般改良	林道	始良市	松川内林道	0.1 1		○			
				松川内林道4支線	0.1 1		○			
	舗装 一般改良			黒仁田林道	1.2 1		○			
				白土林道	1.3 2		○			
				北山林道	1.0 1		○			
				辺川林道	1.2 1		○			
				林業専用道	金目塚1010林道	0.3 1		○		
				硫黄谷1012林道	0.5 1		○			
	小計				5.7 9					
	林道	湧水町	幸田頭林道	1.0 2		○				
			幸田頭林道 安良支線	0.5 1		○				
			国見林道	1.6 1		○				
			岩瀬戸林道	1.5 2		○				
			西栗野岳林道	1.0 1						
			作鹿倉林道68支線	0.5 1		○				

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装 一般改良	林道	湧水町	作鹿倉林道72支線	1.2 1				
				菱刈林道	2.0 1		○		
				山田林道	1.0 1		○		
				目倉林道	1.0 1		○		
				小計	11.3 12				
拡張計					33.7 46				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	12,289	11,985	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	11,013	11,279	
災害防備のための保安林	685	539	
保健、風致の保存等のための保安林	1,966	1,455	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 / 解除	種 類	森林の所在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
	該当なし						

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養 ^{かん}				5,201	

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面 積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5カ年分		
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
霧 島 市	131、136、138、 1014、1016～ 1019、1021、 1023、1026、 1044、1046～ 1049、1060、 1061、1063、 1065、1066、 1070～1073、 1077、1079～ 1089	37	37	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
始 良 市	1004、1005、 1007～1009	5	5	溪間工、山腹工	
湧 水 町	1027、1029、 1033～1036、 1039、1041、 1043、3092、 3099	11	11	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
総 数		53	53		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養 保安林	総 数		10,034.37	別記1参照		
	霧島市	126～131、136～138、 1011～1024、1042、1044 ～1062、1064～1070、 1072～1091 (横川2、3、紫尾田1、 小脇4、福山1、牧園1 ～6)	6,694.97			
	始良市	1004～1010 (始良1、2)	790.83			
	湧水町	1028～1031、1033、 1037、1039～1041、 1043、1113～1116、3070 ～3073、3086～3088、 3092、3094～3096、3099 (栗野1、2)	2,548.57			
土砂流出防備 保安林	総 数		472.64			
	霧島市	1014、1025、1026、 1066、1071	322.52			
	湧水町	1027、1035、1036	150.12			
土砂崩壊防備 保安林	総 数		70.22			
	霧島市	137、1011、1065、 1073、1089	44.50			
	始良市	1006～1008	25.72			
保健保安林	総 数		1,495.33			
	霧島市	1052、1053、1055、 1057～1063、1065、 1068、1069、1073～ 1077、1080、1085、 3055	1,362.53			
	湧水町	1032、1034、1035	132.80			

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
国立公園	総 数		764.77	別記2参照		
特別保護地区	霧島市	1052、1053、1055、 1057～1062、1073～ 1076、1085	764.77			
国立公園	総 数		619.77			
第1種特別地域	霧島市	1052、1053、1055、 1057～1059、1062、 1064～1066、1072～ 1075、1077～1079、 1085、3055	619.77			
国立公園	総 数		432.03			
第2種特別地域	霧島市	1042、1050、1052、 1053、1055、1057～ 1059、1062、1063、 1064、1072、1073、 1075、1077、1081～ 1084	335.07			
	湧水町	1034 (栗野1)	96.96			
国立公園	総 数		991.88			
第3種特別地域	霧島市	1050、1060、1064～ 1067、1069、1070、 1072～1074、1078～ 1084	991.88			
砂防指定地	総 数		23.31			
	霧島市	1016、1051、1062～ 1064、1072～1074、 1078、1079	23.31			
鳥獣保護区	総 数		1,272.14			
特別保護地区	霧島市	1016、1051～1053、 1055、1057～1064、 1072～1079、1085、 3055	1,272.14			

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
史跡名勝	総 数		61.03	別記2参照		
天然記念物	霧島市	1050、1052、1053、 1055、1057～1062、 1073～1077、1085、 3055	24.90			
	湧水町	1032	36.13			

2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			10,846.71	
市町 村 別 内 訳	霧 島 市	126～131、136～138、1011～1026、 1042、1044～1091、3055	7,058.72	伐期の延長、複層林 施業（択伐以外）、複 層林施業（択伐）のい ずれかにより、水源涵 養機能の維持増進を図 る。
	始 良 市	1003～1010	781.65	
	湧 水 町	1027～1037、1039～1041、1043、 1113～1116、3070～3073、3086～ 3088、3092、3094～3096、3099	3,006.34	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			2,922.57	
市町 村 別 内 訳	霧 島 市	126～131、136～138、1011、1014、 1025、1026、1042、1050～1053、1055 ～1066、1071～1085、1087、1089、 3055	2,340.37	長伐期施業、複層林 施業（択伐以外）、複 層林施業（択伐）のい ずれかにより、森林の 有する土地に関する災 害の防止機能、土壌の 保全機能の維持増進を 図る。
	始 良 市	1006～1009	39.16	
	湧 水 町	1027、1032、1034～1037、1039、3070 ～3073、3086、3094～3096	543.04	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			—	
市町村別内訳	該当なし		—	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			2,183.83	
市町村別内訳	霧 島 市	1042、1050、1052、1053、1055、1057～1066、1072～1085、3055	1,959.51	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	湧 水 町	1032、1034、1035、3070～3072	224.32	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				8,879.62
市町村別内訳	霧 島 市	ニホンジカ	1011～1013、1015～1026、1042、1044～1062、1065～1067、1070～1074、1078～1089、3055 (横川2、紫尾田1、小脇4、北園6、7、牧園1、3、6)	5,455.68
	始 良 市	ニホンジカ	1004～1010 (始良1、2)	799.96
	湧 水 町	ニホンジカ	1027～1037、1039～1041、1043、1113～1116、3070～3073、3086、3087、3096、3099	2,623.98

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

別記1 保安林の森林施業

区 分		森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植 栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
方法に係るもの		おおむね、1ha当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
期間に係るもの		伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
樹種に係るもの		指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自 然 公 園	特別保護地区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 別 地 域	・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の10%以内
	第 2 種 特 別 地 域	・原則択伐 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は2ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率 用材林 現在蓄積の30%以内 薪炭林 現在蓄積の60%以内
	第 3 種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
砂 防 指 定 地		鹿児島県砂防指定地管理規定による。
鳥 獣 保 護 区 特別保護地区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。その他の森林は伐採種を定めない。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		禁伐 詳細は、文化財保護法等による。

(附) 参 考 资 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：％

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数		97,872	66,530	(454) 11,610	54,921	68
市町村別内訳	霧 島 市	60,318	40,813	(89) 7,387	33,426	68
	始 良 市	23,125	15,534	(0) 824	14,710	67
	湧 水 町	14,429	10,184	(365) 3,398	6,785	71

資料 1 区域面積は、平成30年鹿児島県統計年鑑（令和元年12月刊行）

2 民有林面積は、森林法第2条民有林面積（鹿児島県森林経営課）

注 1 国有林は、令和2年3月31日現在

2 国有林面積には林野庁所管外の森林面積を含み、（ ）はその他省庁所管で外書き。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

4 総計と内数が一致しないのは、四捨五入によるものである。

5 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(2) 地況

ア 気候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主風の方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
溝 辺	33.9	-4.6	16.5	2,689	南	
牧 之 原	32.5	-2.2	15.8	2,966	東南東	

資料 「気象庁ホームページ」気象観測データ

注 気温及び年間降水量は、令和元年の平均値である。

イ 地勢

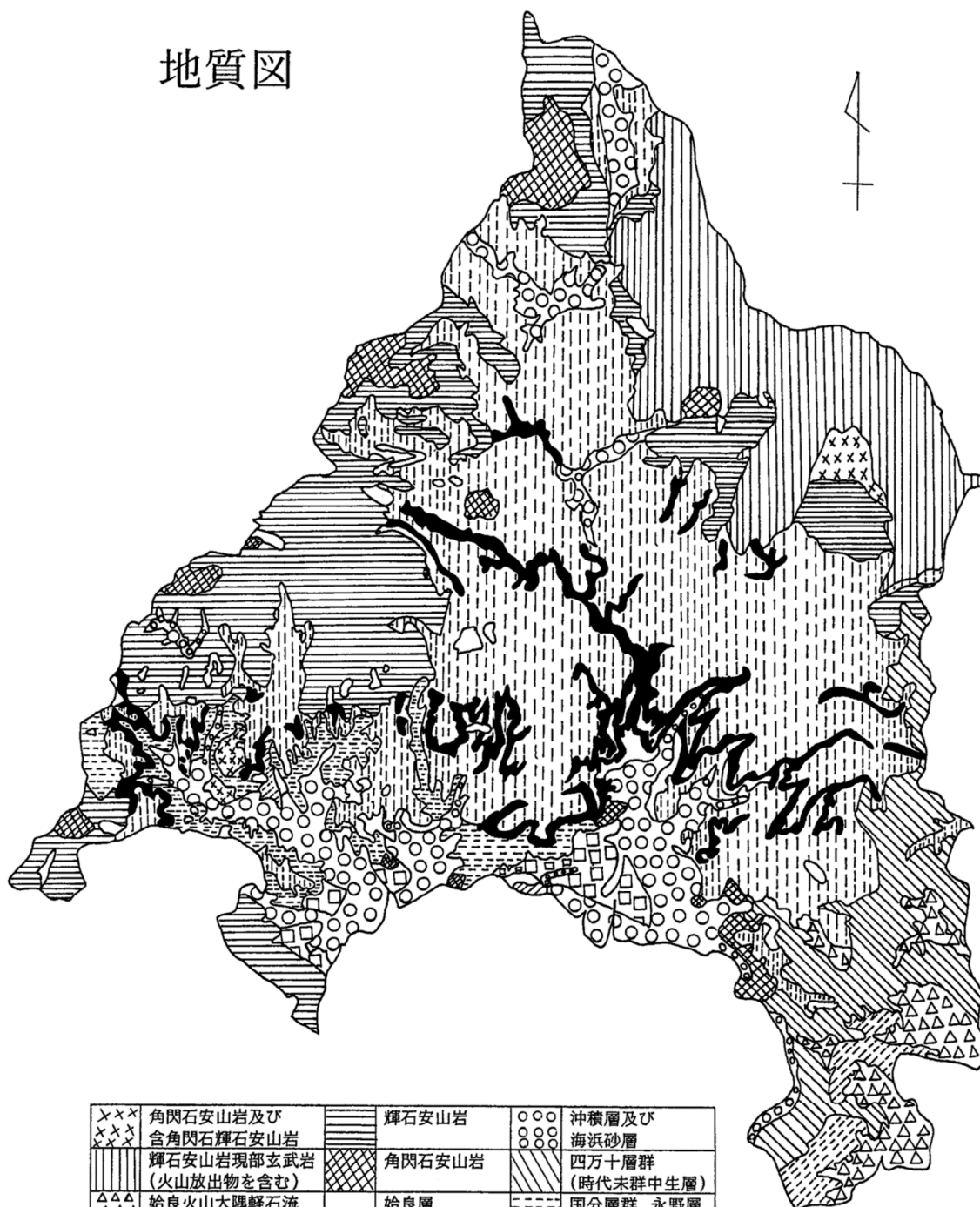
I-1-(1)-イのとおり

ウ 地質及び土壌

I-1-(1)-ウのとおり（別図1・2参考）

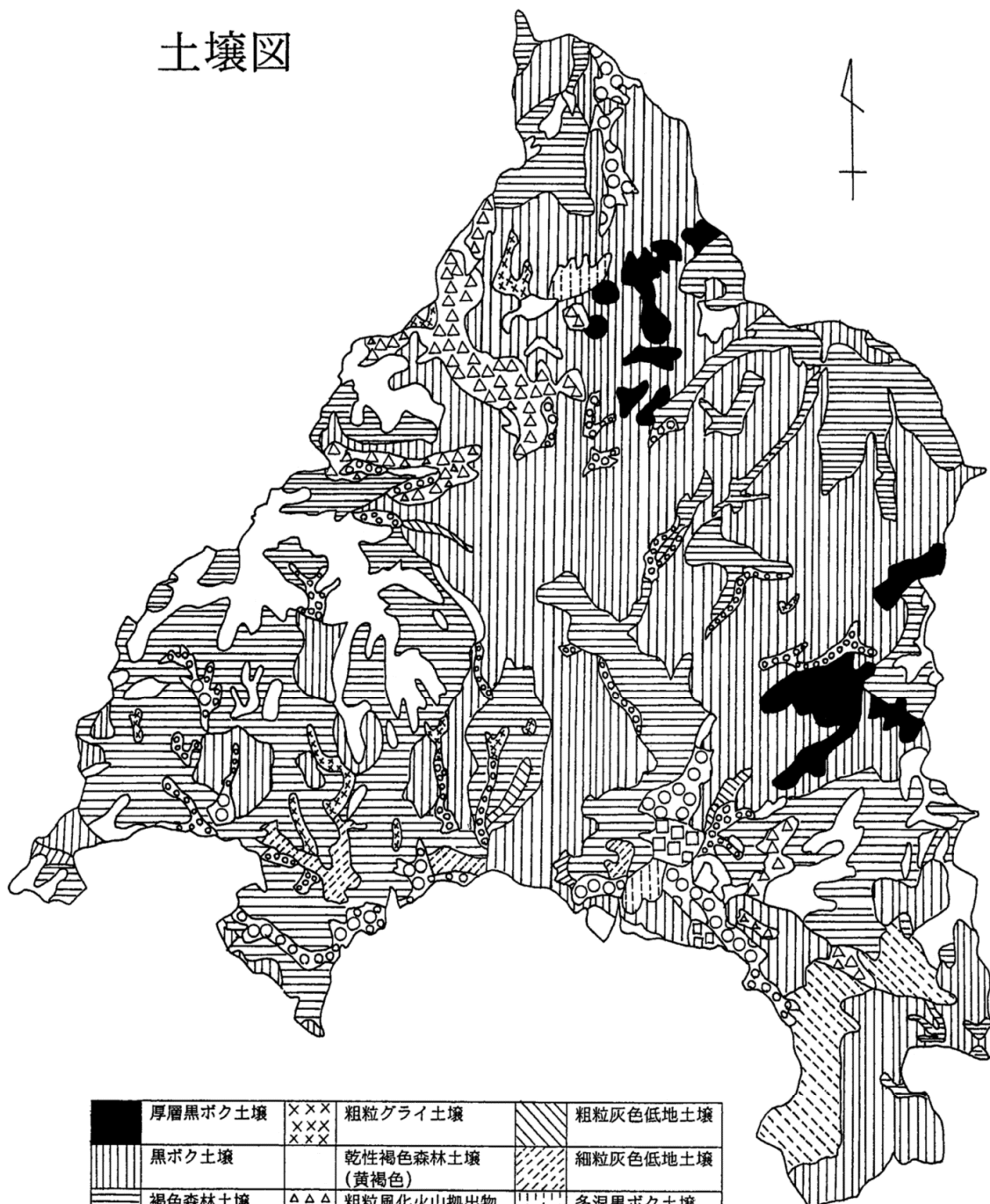
別図 1

地質図



×××	角閃石安山岩及び 含角閃石輝石安山岩		輝石安山岩	○○○	沖積層及び 海浜砂層
	輝石安山岩現部玄武岩 (火山放出物を含む)	×××	角閃石安山岩		四万十層群 (時代未群中生層)
△△△	始良火山大隅軽石流 大隅降下軽石層(シラス)	□□□	始良層	-----	国分層群, 永野層 吉田貝化石層
-----	始良火山カルデラ 軽石流(シラス)		桜島火山放出物 (軽石)分布範囲	-----	その他
■	溶結凝灰岩 (関係未群を含む)	□□□	扇状地		
		□□□	段丘堆積層		

土壌図



	厚層黒ボク土壌		粗粒グライ土壌		粗粒灰色低地土壌
	黒ボク土壌		乾性褐色森林土壌 (黄褐色)		細粒灰色低地土壌
	褐色森林土壌		粗粒風化火山礫出物 未熟土壌		多湿黒ボク土壌
	灰色低地土壌		グライ土壌		湿生褐色森林土壌
	粗粒火山礫出物 未熟土壌		黄色土壌		

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地
総 数	97,872	66,530	5,500	2,683	2,818	25,842	4,942
市町村別内訳	霧 島 市	40,813	3,412	1,254	2,158	16,093	3,000
	始 良 市	15,534	942	784	158	6,649	1,526
	湧 水 町	10,184	1,146	645	502	3,099	416

資料 1 区域面積・宅地は、平成30年鹿児島県統計年鑑(平成元年12月刊行)

2 森林は、鹿児島県森林経営課調べ

3 農地は、2015年農林業センサス(平成29年12月)

注 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	791,899	17,445	15,774	1,336	335	303,952	470,502
市町村別内訳	霧 島 市	13,285	12,234	830	222	261,256	303,173
	始 良 市	2,909	2,507	290	112	38,541	145,767
	湧 水 町	1,251	1,033	216	1	4,155	21,562

資料 平成29年度市町村民所得推計報告書(令和2年5月)

注 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	98,081	4,965	4,467	354	144	23,017	70,099
市町村別内訳	霧 島 市	3,152	2,829	214	109	15,319	39,764
	始 良 市	1,040	925	85	30	6,637	27,570
	湧 水 町	773	713	55	5	1,061	2,765

資料 平成29年度市町村民所得推計報告書(令和2年5月)

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	11,155.16	3,400	70	211.77		199.01			33.96	1		60.60		
		針	10,696.34	3,400	70	211.77		199.01			33.96	1		60.60		4
	総数	針	7,628.88	2,725	65	206.66		193.25			13.38			23.32		
		広	3,067.46	676	5	5.11		5.76			20.58	1		37.28		2
	総数	針	7,234.12	2,567	66	210.00		194.37			28.43	1		52.39		3
		針	6,667.05	2,407	64	206.66		193.25			13.38			23.32		2
	総数	針	567.07	161	2	3.34		1.12			15.05	1		29.07		2
		針	6,930.95	2,470	65	77.22		73.10			28.43	1		50.16		3
	総数	針	6,371.90	2,315	63	73.88		72.28			13.38			23.32		2
		針	559.05	155	2	3.34		0.82			15.05	1		26.84		2
天然林	総数	針	(303.17)													
		針	(19.98)	97	2	132.78		121.27						2.23		
	総数	針	295.15	92	2	132.78		120.97								
		針	8.02	6				0.30						2.23		
	総数	針	3,462.22	833	3	1.77		4.64			5.53			8.21		1
		針	961.83	318												
	総数	針	2,500.39	515	3	1.77		4.64			5.53			8.21		1
		針	9.60			1.77		4.64			3.19					
	総数	針	9.60													
		針	43.44	12				4.64			3.19					
無立木地	総数	針	14.18	4												
		針	29.26	8												
	総数	針	3,409.18	821	3						2.34			8.21		1
		針	947.65	314												
	総数	針	2,461.53	507	3						2.34			8.21		1
		針														
	総数	針														
		針														
	総数	針														
		針														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	197.10	26	3	306.73	51	4	454.19	102	6	746.04	13	773.17	308	11
		針	197.10	26	3	306.73	51	4	454.19	102	6	746.04	13	773.17	308	11
		広	107.69	17	2	116.60	29	3	230.77	72	5	667.80	12	727.66	297	11
	総数	針	89.41	9	1	190.13	22	1	223.42	30	1	78.24	15	45.51	11	
		針	125.65	19	2	148.37	33	3	252.14	76	5	692.06	13	748.12	304	11
		針	106.90	17	2	116.18	29	3	230.77	72	5	667.50	12	726.54	297	11
	人工林	広	18.75	2		32.19	4		21.37	4		24.56	8	21.58	8	
		総数	116.80	18	2	144.05	32	3	250.99	75	5	692.06	13	748.12	304	11
		針	99.94	16	2	115.46	29	3	229.62	72	5	667.50	12	726.54	297	11
	成林	広	16.86	1		28.59	4		21.37	4		24.56	8	21.58	8	
	育複層成林															
		総数	8.85	1		4.32	1		1.15							
		針	6.96	1		0.72			1.15							
	天然林	広	1.89			3.60										
		総数	71.45	7		158.36	18	1	202.05	26	1	53.98	8	25.05	3	
針		0.79			0.42						0.30		1.12			
育単層成林	広	70.66	7		157.94	17	1	202.05	26	1	53.68	8	23.93	3		
	総数															
	針															
育複層成林	針															
	針															
	針															
天然生	針	71.45	7		158.36	18	1	202.05	26	1	53.98	8	25.05	3		
	針	0.79			0.42						0.30		1.12			
	針	70.66	7		157.94	17	1	202.05	26	1	53.68	8	23.93	3		
無立木地	竹林															

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	963.28	371	10	1,033.62	402	8	1,143.41	464	8	988.34	402	5	560.77	177	2	
		963.28	371	10	1,033.62	402	8	1,143.41	464	8	988.34	402	5	560.77	177	2	
	総数	897.78	354	10	973.50	385	8	986.86	424	7	825.19	354	5	416.37	137	2	
		65.50	18		60.12	18		156.55	40		163.15	48		144.40	41		
	総数	930.85	365	10	1,017.45	399	8	1,039.86	444	7	889.86	380	5	442.02	146	2	
		897.78	354	10	972.79	384	8	980.47	422	7	805.20	349	5	381.36	128	1	
	人工林	33.07	12		44.66	15		59.39	21		84.66	31		60.66	19		
		930.85	365	10	1,007.32	381	8	1,029.07	402	7	878.21	355	5	442.02	146	2	
	育成林	針	897.78	354	10	962.66	367	8	969.68	381	7	793.55	326	5	381.36	128	1
		広	33.07	12		44.66	15		59.39	20		84.66	29		60.66	19	
立木地	育成林				(29.54) (19.98)			(122.11)			(63.80)						
		総数			10.13	18		10.79	42	1	11.65	25					
	針				10.13	18		10.79	41	1	11.65	23					
		広							1			2					
	総数	32.43	6		16.17	4		103.55	21		98.48	23		118.75	31		
		針			0.71			6.39	2		19.99	5		35.01	9		
	育成林	広	32.43	6		15.46	3	97.16	19		78.49	18		83.74	22		
		針															
	天然林	針															
		広	0.05			0.84											
立木地	育成林	針			0.29						13.62	5		18.74	6		
		広	0.05		0.55						3.41	1		7.34	2		
	天然生	針	32.38	6		15.33	3	103.55	21		84.86	18		100.01	25		
		広	32.38	6		0.42		6.39	2		16.58	4		27.67	7		
立木地	竹林	針			14.91	3	97.16	19		68.28	14		72.34	18			
		広															
無立木地																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分		1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	192.99	54	121.64	30		52.74	17		80.46	21		208.01	57	
		針	192.99	54	121.64	30		52.74	17		80.46	21		208.01	57	
		広	113.23	33	47.97	12		19.03	9		20.55	6		118.32	34	
	総数	総数	79.76	20	73.67	18		33.71	8		59.91	16		89.69	24	
		針	101.26	33	46.95	13		18.55	11		9.64	3		67.79	21	
		広	82.64	26	35.69	9		14.31	8		6.20	2		41.14	13	
	人工林	総数	18.62	6	11.26	3		4.24	3		3.44	1		26.65	8	
		針	101.26	32	46.95	13		18.55	5		9.64	3		67.79	20	
		広	82.64	25	35.69	9		14.31	4		6.20	2		41.14	13	
	育成林	総数	18.62	6	11.26	3		4.24	1		3.44	1		26.65	8	
立木地	育成林	総数	(3.48)					(18.62)						(2.23)		
		針		1					6						1	
		広		1					4							
	天然林	総数	91.73	21	74.69	18		34.19	6		70.82	19		140.22	36	
		針	30.59	7	12.28	3		4.72	1		14.35	4		77.18	21	
		広	61.14	14	62.41	15		29.47	5		56.47	15		63.04	15	
	育成林	総数														
		針														
		広														
	天然林	総数	0.74					9.45	1							
		針	0.30					2.84								
		広	0.44					6.61	1							
立木地	天然生	総数	90.99	21	74.69	18		24.74	5		70.82	19		140.22	36	
		針	30.29	7	12.28	3		1.88	1		14.35	4		77.18	21	
		広	60.70	14	62.41	15		22.86	4		56.47	15		63.04	15	
	竹林	総数														
		針														
		広														
	無立木地	総数														
		針														
		広														
	立木地	総数														
		針														
		広														

注1 人工林及び天然林で点生木のみは、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位		面積		20 齡級		21 齡級以上	
				面積	材積	成長量	面積
立木地	総数	総数	335.44	36		2,033.07	604
		針	335.44	36		2,033.07	604
		広	42.67	10		880.28	293
	総数	総数	292.77	25		1,152.79	311
		針	32.20	8		186.16	46
		針	22.58	5		142.39	33
	人工林	広	9.62	2		43.77	12
		総数	32.20	8		186.16	42
		針	22.58	5		142.39	30
	育成林	広	9.62	2		43.77	12
						(63.39)	
		総数					4
	育成林	針					3
		広					
		総数	303.24	28		1,846.91	558
	天然林	針	20.09	5		737.89	260
		広	283.15	23		1,109.02	298
総数							
育成林	針						
	広						
	総数						
育成林	針						
	広						
	総数	303.24	28		1,846.91	558	
天然生	針	20.09	5		737.89	260	
	広	283.15	23		1,109.02	298	
	竹林						
無立木地							

注1	人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2	竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3	() は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年

区分		立木地										無立木地等					計
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土地		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計							
制限林	面積	針	6,187.22	295.15	6,482.37		14.18	945.97	960.15		7,442.52						
		広	534.41	8.02	542.43	8.19	29.21	2,402.69	2,440.09		2,982.52						
	計		6,721.63	303.17	7,024.80	8.19	43.39	3,348.66	3,400.24		10,425.04	88.46		284.15	372.61	10,797.65	
	材積	針	2,252,507	91,819	2,344,326		3,976	313,221	317,197		2,661,523					2,661,523	
		広	150,193	5,622	155,815	83	8,035	496,421	504,539		660,354					660,354	
	成長量	針	2,402,700	97,441	2,500,141	83	12,011	809,642	821,736		3,321,877				3,321,877		
		針	61,016.8	1,544.8	62,561.6		51.7	278.8	330.5		62,892.1				62,892.1		
		広	1,668.7	56.9	1,725.6	7.8	53.3	2,884.4	2,945.5		4,671.1				4,671.1		
	計		62,685.5	1,601.7	64,287.2	7.8	105.0	3,163.2	3,276.0		67,563.2				67,563.2		
		針	184.68		184.68			1.68	1.68		186.36						
普通林	面積	広	24.64		24.64	1.41	0.05	58.84	60.30		84.94						
	計		209.32		209.32	1.41	0.05	60.52	61.98		271.30	41.10		45.11	86.21	357.51	
	材積	針	62,616		62,616			437	437		63,053				63,053		
		広	4,690		4,690	47	3	10,574	10,624		15,314				15,314		
	計		67,306		67,306	47	3	11,011	11,061		78,367				78,367		
	成長量	針	1,751.7		1,751.7						1,751.7				1,751.7		
		広	101.7		101.7	5.0		104.1	109.1		210.8				210.8		
	計		1,853.4		1,853.4	5.0		104.1	109.1		1,962.5				1,962.5		
	面積	針	6,371.90	295.15	6,667.05		14.18	947.65	961.83		7,628.88						
		広	559.05	8.02	567.07	9.60	29.26	2,461.53	2,500.39		3,067.46						
計	計		6,930.95	303.17	7,234.12	9.60	43.44	3,409.18	3,462.22		10,696.34	129.56		329.26	458.82	11,155.16	
	材積	針	2,315,123	91,819	2,406,942		3,976	313,658	317,634		2,724,576					2,724,576	
		広	154,883	5,622	160,505	130	8,038	506,995	515,163		675,668					675,668	
	計		2,470,006	97,441	2,567,447	130	12,014	820,653	832,797		3,400,244					3,400,244	
	成長量	針	62,768.5	1,544.8	64,313.3		51.7	278.8	330.5		64,643.8					64,643.8	
	計		1,770.4	56.9	1,827.3	12.8	53.3	2,988.5	3,054.6		4,881.9				4,881.9		
	計		64,538.9	1,601.7	66,140.6	12.8	105.0	3,267.3	3,385.1		69,525.7					69,525.7	

注1 人工林及び天然林で原生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等							
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
	面積	針	3,908.74	221.54	4,130.28		10.77	871.28	882.05				5,012.33						
		広	356.77	5.79	362.56	3.59	19.05	1,552.61	1,575.25				1,937.81						
	計	4,265.51	227.33	4,492.84	3.59	29.82	2,423.89	2,457.30				6,950.14	94.27		253.99	348.26	7,298.40		
	材積	針	1,406.977	68.155	1,475.132		2.798	291.263	294.061				1,769.193					1,769.193	
		広	98.888	5.113	104.001		4.542	305.098	309.640				413.641					413.641	
	計	針	1,505.865	73.268	1,579.133		7.340	596.361	603.701				2,182.834					2,182.834	
		針	37,768.2	1,104.6	38,872.8		33.6	253.8	287.4				39,160.2					39,160.2	
	成長量	広	1,016.1	51.2	1,067.3		25.4	1,464.2	1,489.6				2,556.9					2,556.9	
		計	38,784.3	1,155.8	39,940.1		59.0	1,718.0	1,777.0				41,717.1					41,717.1	
		計	針	578.04		578.04		3.41	1.58	4.99				583.03					
広			51.46		51.46		10.21	155.66	165.87				217.33						
面積		計	629.50		629.50		13.62	157.24	170.86				800.36	4.20		19.18	23.38	823.74	
		針	234,560		234,560		1,178	393	1,571				236,131					236,131	
始良市		材積	広	15,174		15,174		3,496	29,068	32,564				47,738					47,738
	計		249,734		249,734		4,674	29,461	34,135				283,869					283,869	
	成長量	針	6,245.1		6,245.1		18.1	0.5	18.6				6,263.7					6,263.7	
		広	200.7		200.7		27.9	360.8	388.7				589.4					589.4	
		計	針	6,445.8		6,445.8		46.0	361.3	407.3				6,853.1					6,853.1
針			1,885.12	73.61	1,958.73			74.79	74.79				2,033.52						
面積		広	150.82	2.23	153.05	6.01		753.26	759.27				912.32						
		計	2,035.94	75.84	2,111.78	6.01		828.05	834.06				2,945.84	31.09		56.09	87.18	3,033.02	
湧水町		材積	針	673,586	23,664	697,250			22,002	22,002				719,252					719,252
	広		40,821	509	41,330	130		172,829	172,959				214,289					214,289	
	計	針	714,407	24,173	738,580	130		194,831	194,961				933,541					933,541	
		針	18,755.2	440.2	19,195.4			24.5	24.5				19,219.9					19,219.9	
		成長量	広	553.6	5.7	559.3	12.8		1,163.5	1,176.3				1,735.6					1,735.6
計			19,308.8	445.9	19,754.7	12.8		1,188.0	1,200.8				20,955.5					20,955.5	
面積		針	6,371.90	295.15	6,667.05		14.18	947.65	961.83				7,628.88						
		針	559.05	8.02	567.07	9.60	29.26	2,461.53	2,500.39				3,067.46						
森林計画計		計	針	6,930.95	303.17	7,234.12	9.60	43.44	3,409.18	3,462.22				10,696.34	129.56		329.26	458.82	11,155.16
	針		2,315,123	91,819	2,406,942		3,976	313,658	317,634				2,724,576					2,724,576	
	材積	広	154,883	5,622	160,505	130	8,038	506,995	515,163				675,668					675,668	
		計	2,470,006	97,441	2,567,447	130	12,014	820,653	832,797				3,400,244					3,400,244	
		計	針	62,768.5	1,544.8	64,313.3		51.7	278.8	330.5				64,643.8					64,643.8
針			1,770.4	56.9	1,827.3	12.8	53.3	2,988.5	3,054.6				4,881.9					4,881.9	
成長量		計	64,538.9	1,601.7	66,140.6	12.8	105.0	3,267.3	3,385.1				69,525.7					69,525.7	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分		市町村						
		霧島市		始良市	湧水町			
保安林	水源かん養保安林	6,694.97	790.83	2,548.57	合計	10,034.37		
	土砂流出防備保安林	(4.25)		150.12	(4.25)	468.39		
	土砂崩壊防備保安林	(32.14)	(19.00)	6.72	(51.14)	19.08		
	飛砂防備保安林							
	防風保安林							
	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林							
	防雪保安林							
	防霧保安林							
	なだれ防止保安林							
	落石防止保安林							
	防火保安林							
	魚つき保安林							
	航行目標保安林							
国立公園	保健保安林	72.91		132.80	(1,289.62)	205.71		
	風致保安林	(1,289.62)						
	計	(1,326.01)	(19.00)	2,831.49	(1,345.01)	10,727.55		
	保安施設地区							
	砂防指定地							
	特別保護地区	(21.40)			(21.40)	1.91		
	第一種特別地域	(715.43)			(715.43)	49.34		
	第二種特別地域	(617.42)			(617.42)	2.35		
	第三種特別地域	(327.96)		(95.16)	(423.12)	8.91		
	地種区分未定地域	(984.29)			(984.29)	7.59		
	計	(2,645.10)		(95.16)	(2,740.26)	68.19		
	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
都道府県立自然公園	地種区分未定地域							
	計							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							
	原生自然環境保全地域							
	自然環境保全地域特別地区							
	都道府県自然環境保全地域特別地区							
	鳥獣保護区特別保護地区	(1,272.14)			(1,272.14)			
	緑地保全地区							
	風致地区							
	特別母樹林							
	史跡名勝天然記念物	(24.90)		(36.13)	(61.03)			
種の保存法による管理地区								
	その他							
合計	(5,289.55)	7,166.81	(19.00)	797.55	(131.29)	2,833.29	(5,439.84)	10,797.65

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

林 種 樹 種		人 工 林	天 然 林	計
針葉樹	ス ギ	989,715	7,573	997,288
	ヒ ノ キ	1,265,733	4,423	1,270,156
	カ ラ マ ツ	10	—	10
	ア カ マ ツ	134,497	118,777	253,274
	ク ロ マ ツ	7,082	3,515	10,597
	モ ミ	6,839	108,039	114,878
	ツ ガ 類	1,590	75,307	76,897
	他 針 葉 樹	1,476		1,476
	小 計	2,406,942	317,634	2,724,576
広葉樹	ブ ナ	—	12,054	12,054
	ク リ	16	—	16
	カ シ 類	1,889	8,200	10,089
	ク ス ギ	4,577	438	5,015
	ナ ラ 類	299	1,489	1,788
	カ ン バ 類	—	79	79
	カ エ デ 類	116	—	116
	他 広 葉 樹	153,452	492,903	646,355
	小 計	160,349	515,163	675,512
合 計		2,567,291	832,797	3,400,088

注 令和2年3月31日現在

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		12.23	13.54
別市 内町 沢村	霧 島 市	11.58	11.63
	始 良 市	0.06	—
	湧 水 町	0.59	1.91

資料 鹿児島森林管理署（令和2年3月31日現在）

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	火 災			風 害			虫 害			獣 害（野兎、鹿等別）		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
年 度												
総 数	—	—	—	—	—	—	1.11	0.85	0.94	—	—	—
霧 島 市	—	—	—	—	—	—	1.09	0.83	0.90	—	—	—
始 良 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湧 水 町	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0.04	—	—	—

資料 鹿児島森林管理署（令和2年3月31日現在）

(8) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組 合 名	組合員数	常勤役員・ 専従職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経 営)	備考
森 林 組 合	総 数	3	14,711	39	185,927	42,935	
	霧 島 市	始 良 東 部	5,108	13	74,846	14,395	
	旧国分市						
	旧霧島市						
	旧隼人町						
	旧福山町	始 良 西 部	5,012	12	63,148	15,951	
	霧 島 市						
	旧溝辺町						
	始 良 市						
	旧加治木町						
	旧始良町	北 始 良	4,591	14	47,933	12,589	
	旧蒲生町						
	霧 島 市						
	旧横川町						
生 産 森 林 組 合	旧牧園町	上 之 段	111	15	9,987	135	
	湧 水 町						
	旧栗野町						
	旧吉松町						
	霧 島 市	霧 島 市 溝 辺 町 麓	430	9	3,440	167	
	旧国分市						
	旧溝辺町	小 山 田	247	9	8,785	71	
生 産 森 林 組 合	始 良 市	西 別 府	211	7	48,600	83	
	旧加治木町						
	旧加治木町						

資料 平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月) 鹿児島県環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区 分	組 合 名	販 売		林 産		加 工		購 買		森 林 整 備	
		m ³ 一般用材	m ³ パルプ材 その他	m ³ 主 伐	m ³ 間 伐	m ³ 製 材 品	m ³ チ ッ プ	千本 山行苗木	kg 肥 料	ha 新 植	ha 保 育
総 数	3	11,208	—	20,126	39,796	—	—	198	3,187	73	366
霧 島 市											
旧 国 分 市	始 良 東 部										
旧 霧 島 市		834	—	8,579	6,151	—	—	106	1,695	38	273
旧 隼 人 町											
旧 福 山 町											
霧 島 市											
旧 溝 辺 町											
始 良 市	始 良 西 部	10,120	—	11,547	12,194	—	—	51	780	21	39
旧 加 治 木 町											
旧 始 良 町											
旧 蒲 生 町											
霧 島 市											
旧 横 川 町											
旧 牧 園 町	北 始 良	254	—	—	21,451	—	—	41	712	14	54
湧 水 町											
旧 栗 野 町											
旧 吉 松 町											

資料 平成30事業年度森林組合の概況（令2年3月） 鹿児島県環境林務課

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分		造林業、 素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
					製造業	その他		
			うち素材売市場	プレカット加工		集成材加工		
総 数		42	2	2	13	1	—	—
市町村別内訳	霧 島 市	25	1	1	9	1	—	—
	始 良 市	8	1	1	2	—	—	—
	湧 水 町	9	—	—	2	—	—	—

注 製材業にはチップ工場も含む。

資料 鹿児島県森林経営課(令和元年度末)、鹿児島県かごしま材振興課(令和元年度末)

(3) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員：人、延日数：日

区 分	組合名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数	3	7	270	8	774	16	2,953	44	11,646	75	15,643
霧 島 市	始良東部	6	249	6	573	2	347	8	2,012	22	3,181
旧国分市											
旧霧島市											
旧隼人町											
旧福山町											
霧 島 市	始良西部	1	21	—	—	13	2,428	20	5,009	34	7,458
旧溝辺町											
始良市											
旧加治木町											
旧始良市											
旧蒲生町											
霧 島 市	北始良	—	—	2	201	1	178	16	4,625	19	5,004
旧横川町											
旧牧園町											
湧水町											
旧栗野町											
旧吉松町											

資料 平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月) 鹿児島県環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数：人

区 分	組合名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	3	10	—	24	1	11	—	19	—	10	—	74	1
霧 島 市	始良東部	3	—	3	1	5	—	2	—	8	—	21	1
旧国分市													
旧霧島市													
旧隼人町													
旧福山町													
霧 島 市	始良西部	4	—	15	—	2	—	11	—	2	—	34	—
旧溝辺町													
始良市													
旧加治木町													
旧始良市													
旧蒲生町													
霧 島 市	北始良	3	—	6	—	4	—	6	—	—	—	19	—
旧横川町													
旧牧園町													
湧水町													
旧栗野町													
旧吉松町													

資料 平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月) 鹿児島県環境林務課

ウ 市町村別素材生産業生産業者数（生産規模別）

単位 事業体数

区 分		総 数	森 林			
			500m ³ 未満	500～ 2,000m ³	2,000～ 5,000m ³	5,000m ³ 以上
総 数		42	23	5	4	10
市 町 村 別 内 訳	霧 島 市	25	17	3	1	4
	始 良 市	8	3	—	2	3
	湧 水 町	9	3	2	1	3

資料 鹿児島県森林経営課（令和元年度末）

(4) 林業機械化の概況

単位 数量：台、セット(索道)

機械種名		説明	数量	備考
索 道	重力式		1	
	動力式		11	
集材機	小型集材機	動力10ps未満	5	
	大型集材機	動力10ps以上	13	
モノケーブル		ジグザグ集材施設	1	
リモコンウインチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	7	
自走式搬機			1	
モノレール		懸垂式含む	—	
小型運材車		動力20ps未満	6	
		動力20ps以上	8	
ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	4	
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	—	
育林用トラクタ		主として地寄せ等の育林作業用	—	
フォークリフト			5	
フォークローダ			—	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	1	
	運材機能あり	クレーン付きトラック	7	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	27	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	10	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	4	
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	32	
チェンソー			194	
チェンソーリモコン装置		リモコンチェンソー架台	—	
刈払機		携帯式刈払機	135	
植穴掘機			1	
動力枝打機		自動木登り式	—	
		背負い式等の上記以外のもの	—	
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	2	
苗畑用トラクタ			1	
フェラーバンチャ		立木を伐倒、集積する自走式機械	—	
スキッド		牽引式集材専用のトラクタ	9	
プロセッサ		枝払い、玉切りする自走式機械	20	
ハーベスタ		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	6	
フォワーダ		積載式集材専用車両	24	
タワーヤーダ		元柱を具備した自走式機械	—	
スイングヤーダ		簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	10	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	19	
グラップルソー		巻立、玉切りする自走式機械	5	

資料 鹿児島県森林技術総合センター(平成31年3月31日現在)

(5) 作業路網の整備の概況

単位 m

区 分		路 線 数	延 長	備 考
総 数		73	47,296	
別市 内町 訳村	霧島市	49	27,055	
	姶良市	4	3,471	
	湧水町	20	16,770	

資料 鹿児島森林管理署（令和2年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	42	175	217	125	120	245	298	69	113
針葉樹	32	135	167	121	120	241	378	89	144
広葉樹	10	40	50	4	0	4	40	0	8

注 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
2,064	1,218	59

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
152	217	143	152	212	139	—	5	—

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、拡張：箇所数、実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	1.2	—	—	13	5	38
うち林業専用道	1.2	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	該当なし					
土砂流出防備保安林						
保 健 保 安 林						

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
該当なし		

ウ 治山事業の数量

単位 保安林の整備：ha、保全施設：箇所、実行歩合：%

種 類	治山事業施工地区数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
保 安 林 の 整 備	1,678	56	3
保 全 施 設	35	13	37

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	21.53	21.53

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	0.34	0.34

6 森林資源の推移
(1) 分期別伐採立木材積等

区分 \ 分期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	總數	總數	358	363	352	308	297	294	294	299
		針葉樹	290	294	284	281	280	281	284	291
		広葉樹	68	69	67	26	18	12	10	8
	主伐	總數	170	175	168	162	154	152	156	172
		針葉樹	138	142	136	136	137	140	148	164
		広葉樹	32	33	31	25	17	11	8	7
	間伐	總數	187	188	184	146	143	142	137	128
		針葉樹	152	153	148	145	142	141	136	127
		広葉樹	36	36	36	1	1	1	1	1
	造林	總數	454	467	448	429	402	382	384	415
人工造林		318	327	314	300	281	267	269	291	
天然更新		136	140	134	129	120	114	115	124	
林道開設延長		10	11	0	0	0	0	0	0	

単位 面積 : ha、材積 : 千³m、延長 : km

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分		面 積															材積
		総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上		
第Ⅰ 分期	総数	11,155	212	199	34	61	504	1,200	1,736	2,177	1,549	315	133	543	2,033	3,400	
	人工林	7,234	210	194	28	52	274	944	1,679	2,057	1,332	148	28	100	186	2,567	
	育成単層林	6,931	77	73	28	50	261	943	1,679	2,036	1,320	148	28	100	186	2,470	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	0	172	64	3	19	2	63	86	
		303	133	121	0	2	13	1	0	21	12	0	0	0	0	11	
	天然林	3,462	2	5	6	8	230	256	57	120	217	166	105	443	1,847	833	
	育成単層林	10	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	1	32	1	9	0	0	12	
第Ⅱ 分期	天然生林	3,409	0	0	2	8	230	256	57	119	185	166	96	443	1,847	821	
	無立木地	459															
	竹林	0															
	総数	11,155	453	212	199	34	258	741	1,424	1,853	2,031	703	160	285	2,331	3,460	
	人工林	7,231	439	210	194	28	178	397	1,350	1,807	1,829	492	51	74	181	2,686	
	育成単層林	6,759	269	77	73	28	167	392	1,350	1,797	1,806	492	51	74	181	2,474	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	24	86	258	9	20	3	64	191	
		473	169	133	121	0	11	5	0	10	22	0	0	0	0	22	
第Ⅲ 分期	天然林	3,453	14	2	5	6	80	344	74	46	202	210	109	211	2,150	774	
	育成単層林	10	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	1	14	19	9	0	0	12	
	天然生林	3,400	14	0	0	2	80	344	74	45	188	191	99	211	2,150	762	
	無立木地	471															
	竹林	0															
	総数	11,155	450	453	212	199	95	482	1,072	1,504	1,960	1,364	270	130	2,500	3,412	
	人工林	7,239	424	439	210	194	81	270	843	1,452	1,840	1,147	103	25	210	2,634	
第Ⅳ 分期	育成単層林	6,605	263	269	77	73	79	256	842	1,452	1,819	1,135	103	25	210	2,360	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	31	73	288	99	9	20	69	243	
		634	161	169	133	121	2	13	1	0	21	12	0	0	0	32	
	天然林	3,452	26	14	2	5	14	213	228	52	120	217	166	105	2,290	778	
	育成単層林	10	0	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32	1	9	0	13	
	天然生林	3,399	26	14	0	0	11	213	228	52	119	185	166	96	2,290	765	
	無立木地	465															
第Ⅴ 分期	竹林	0															
	総数	11,155	432	450	453	212	233	247	661	1,234	1,668	1,811	594	152	2,548	3,390	
	人工林	7,244	404	424	439	210	223	174	356	1,168	1,622	1,609	384	43	187	2,604	
	育成単層林	6,456	250	263	269	77	102	163	351	1,168	1,612	1,586	384	43	187	2,257	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	11	93	159	317	33	23	70	293	
		788	154	161	169	133	121	11	5	0	10	22	0	0	0	54	
	天然林	3,451	27	26	14	2	10	73	305	65	46	202	210	109	2,361	786	
	育成単層林	10	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
第Ⅵ 分期	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	19	9	0	13	
	天然生林	3,398	27	26	14	0	2	73	305	65	45	188	191	99	2,361	772	
	無立木地	460															
	竹林	0															
	総数	11,155	413	432	450	453	411	89	432	927	1,359	1,760	1,152	253	2,572	3,397	
	人工林	7,250	386	404	424	439	404	77	244	728	1,307	1,640	934	86	176	2,601	
	育成単層林	6,313	238	250	263	269	150	74	230	727	1,307	1,619	923	86	176	2,167	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	6	74	132	350	156	16	90	344	
第Ⅶ 分期		936	148	154	161	169	254	2	13	1	0	21	12	0	0	89	
	天然林	3,452	27	26	14	6	13	188	200	52	120	217	166	2,395	796		
	育成単層林	10	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32	1	9	13	
	天然生林	3,399	27	26	14	0	10	188	200	52	119	185	166	2,386	782		
	無立木地	454															
	竹林	0															
	総数	11,155	387	413	432	450	665	230	219	579	1,116	1,498	1,543	530	2,648	3,430	
第Ⅷ 分期	人工林	7,255	368	386	404	424	649	221	155	306	1,051	1,452	1,341	319	178	2,626	
	育成単層林	6,176	225	238	250	263	346	100	144	301	1,051	1,442	1,319	319	178	2,094	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	4	28	141	215	402	59	95	397	
		1,079	143	148	154	161	302	121	11	5	0	10	22	0	0	135	
	天然林	3,456	19	27	26	16	9	64	273	65	46	202	210	2,470	804		
	育成単層林	9	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	19	9	13	
	天然生林	3,403	19	27	26	14	2	64	273	65	45	188	191	2,461	790		
第Ⅸ 分期	無立木地	444															
	竹林	0															
	総数	11,155	367	387	413	432	903	410	79	380	856	1,224	1,499	999	2,766	3,482	
	人工林	7,256	359	368	386	404	863	404	67	210	657	1,172	1,380	782	204	2,673	
	育成単層林	6,037	218	225	238	250	532	150	65	197	656	1,172	1,359	770	204	2,030	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	1	17	102	178	439	219	112	451	
		1,219	140	143	148	154	331	254	2	13	1	0	21	12	0	192	
	天然林	3,459	9	19	27	27	40	6	11	170	200	52	120	217	2,562	810	
第Ⅹ 分期	育成単層林	9	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32	10	13	
	天然生林	3,407	9	19	27	27	40	0	9	170	200	52	119	185	2,552	795	
	無立木地	439															
	竹林	0															
	総数	11,155	369	367	387	413	882	662	221	192	545	1,010	1,271	1,329	3,066	3,541	
	人工林	7,253	365	359	368	386	829	647	213	133	272	944	1,225	1,127	386	2,727	
	育成単層林	5,891	222	218	225	238	513	345	92	122	267	944	1,215	1,104	386	1,968	
育成複層林		0	0	0	0	0	0	2	10	39	178	295	491	177	505		
第Ⅺ 分期		1,363	144	140	143	148	315	302	121	11	5	0	10	22	0	254	
	天然林	3,461	3	9	19	27	53	15	8	59	273	65	46	202	2,681	815	
	育成単層林	9	1	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	29	13	
	天然生林	3,409	3	9	19	27	53	14	2	59	273	65	45	188	2,652	800	
	無立木地	441															
	竹林	0															
	総数	11,155	396	369	367	387	845	896	396	66	355	784	1,041	1,280	3,522	3,590	
第Ⅻ 分期	人工林	7,242	394	365	359	368	790	858	390	56	185	584	990	1,160	743	2,771	
	育成単層林	5,724	239	222	218	225	488	527	136	54	172	583	990	1,139	731	1,898	
	育成複層林		0	0	0	0	0	0	4	3	24	125					